

沖縄県地産地消推進県民会議設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、沖縄県地産地消推進県民会議（以下「県民会議」という。）という。

(目的)

第2条 県民会議は、消費者、生産者、流通・加工業者及び行政等の一体的な取組により、県内で生産される農林水産物を県内で消費する地産地消推進運動（以下「推進運動」という。）を推進するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 推進運動の総合企画に関すること
- (2) 推進運動の普及啓発に関すること
- (3) 学校給食における県産農林水産物の利用及び食農教育の推進に関すること
- (4) 観光関連施設等における県産農林水産物の利用促進に関すること
- (5) 県産農林水産物の食品産業等での利用促進及び量販店等での販売促進に関すること
- (6) 地産地消推進組織への支援に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、県民会議の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 県民会議は、別表第1に掲げる機関及び団体（以下「構成団体」という。）をもって構成し、委員は構成団体の役職員をもって充てる。

2 県民会議の円滑な運営・管理のため、県民会議の下に幹事会を置く。

(役員)

第5条 県民会議に役員として会長、副会長及び常任委員を置く。

2 役員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定める順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、会長及び副会長を補佐し、会長の命を受け県民会議の会務を掌理するとともに、会長、副会長ともに事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、次ぎに掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画に関する事
- (2) 事業の実施状況に関する事
- (3) その他重要な事項に関する事

2 会議においては会長が議長となる。

(事務局)

第8条 県民会議の事務局は、沖縄県農林水産部流通・加工推進課に置く。

(補足)

第9条 その他推進運動の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 2月 8日から施行する。

この要綱は、平成18年 2月20日から施行する。

この要綱は、平成24年 2月16日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年11月19日から施行する。

別表第1（第4条関係）

構成分類	構成団体名
消費者	(社)沖縄県婦人連合会 沖縄県生活協同組合連合会 (社)沖縄県栄養士会 沖縄県学校栄養士会 沖縄県食生活改善推進員連絡協議会
生産者	沖縄県農業協同組合中央会 沖縄県農業協同組合 沖縄県花卉園芸農業協同組合 沖縄県漁業協同組合連合会 沖縄県森林組合連合会 沖縄県酪農農業協同組合
流通・加工	沖縄県食品産業協議会 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合 沖縄県飲食業生活衛生同業組合 一般社団法人 沖縄県調理師会 (公財)沖縄県学校給食会 イオン琉球(株) (株)サンエー
行政	沖縄県 沖縄県教育庁

別表第2（第5条関係）

役員	所属	役職
会長	沖縄県	知事
副会長	(社)沖縄県婦人連合会	会長
副会長	沖縄県農業協同組合	代表理事理事長
副会長	沖縄県食品産業協議会	会長
常任委員	沖縄県	農林水産部長
//	沖縄県	保健医療部長
//	沖縄県	文化観光スポーツ部長
//	沖縄県教育委員会	教育長